

## 消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会 運営要領

1. 座長は、検討会の進行を務める。
2. 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
3. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 検討会の撮影及び中継は不可とする（会議の冒頭等において、全体の風景を撮影する場合を除く。）。
5. 検討会での配布資料は、原則として検討会終了後速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる。
6. 検討会終了後、議事録を作成し、これを公表するものとする。
7. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を検討会に参加させることができる。
8. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。
9. 検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

以 上